

下水道分野におけるウォーターPPP ガイドライン策定検討委員会  
第2回 議事概要

日 時：令和7年10月17日（金）14:00～17:00  
場 所：TKP 東京駅カンファレンスセンター ホール8A

**【議事概要】**

策定検討委員からの主要な意見は次のとおり。

**○資料2 審議事項について**

- リスク分担について、受託者が損害の軽減等を対応するとしても、受託者が果たすべき義務の範囲等について議論が必要と考える。
- 受託者が点検・調査は行ったが見落としがあった場合などには、どのように考えるかの検討が必要と考える。
- 法定基準との関係で、民間事業者が点検・調査をどこまで実施する必要があるかも検討する必要があると考える。
- リスク分担について、管路については地上にある施設と違って状態がわからないという特殊事情を考慮する必要がある。
- 特に陥没等については、原因が特定できない場合も意識して検討を行う必要がある。
- リスクを負えない対象施設については、ウォーターPPPの対象外としたとしても、当該施設を別発注とした場合に受託者がいるかを考慮する必要がある。
- 民間が負えないようなリスクへの対処としては、単純に官側が負うこと以外にも一定以上を免責する等の考え方もありうると思われる。
- リスク発生時における対応費用等についても検討が必要と考える。
- 点検後から改築までの間のリスク分担についても検討を行う必要がある。
- 広域化については、自治体が取り組む動機づけとなるよう、メリットを具体的に記載する必要と考える。
- 広域型では、地方公共団体間の利害調整にも留意する必要がある。
- 広域型・分野横断型の先行事例においては、広域型・分野横断型の検討について、元から検討をしていたのか、ウォーターPPPの検討をきっかけに検討を行ったのかを示してほしい。
- 広域型・分野横断型の導入については、1期目のウォーターPPPにおける10年間の事業期間を準備期間とすることもあり得るのではないか。
- ウォーターPPPの件数が増えていった場合、受託者となる民間事業者側の人手不足も懸念されるため、広域型・分野横断型を同時に進めることが重要となる。

- ・ 段階的な広域型等で同一の企業が受託を行う方法としては、随意契約によることが必要となると考えられるため、随意契約の適否に関して地方公共団体の判断に資するような記載の追記をお願いしたい。
- ・ 先行事例において、官民対話をどのように実施したのか等の事例の記載があるとよいと考える。

以 上